

九州SDGs経営推進フォーラム規約

(名称)

第1条 本フォーラムは、「九州SDGs経営推進フォーラム」(以下「フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、地域企業がSDGsを本業に埋め込み、経営戦略に実装することで、ぶれない経営の創造とビジネスの潮流に乗ることを後押しし、もって地域企業及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 情報交流ネットワーク(セミナー、情報共有、会員交流等)
- (2) ダイアログ(課題解決に向けた企業と自治体等の対話の場づくり)
- (3) 金融連携プログラム(金融連携による地域企業へのSDGs経営支援)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、フォーラムの目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 フォーラムの会員は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 フォーラムの趣旨に賛同する法人又は団体
- (2) 個人会員 フォーラムの趣旨に賛同する個人

(事務局)

第5条 フォーラムの事務局は、九州経済産業局がこれを行う。

2 事務局は、事業の企画・立案・実施、会員の管理等にあたり必要な事務を行う。

(入会)

第6条 フォーラムに入会を希望する者は、別に定めるところにより入会申込書を事務局に提出し、事務局の確認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会費は無料とする。なお、フォーラムが実施する個別の活動に必要な

経費（交通費等）は、その活動に参加する者が応分の負担を個々に行うものとする。

（退会・除名）

第8条 フォーラムを退会しようとする会員は、事務局にその旨を届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）入会した法人又は団体が、解散し又は破産したとき

（2）個人会員として入会した個人が、死亡し又は失踪宣告を受けたとき

3 会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。

（1）本規約に違反又はフォーラムの信用を著しく害したとき

（2）暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき

（3）その他フォーラムの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

（役員）

第9条 フォーラムに会長1名、必要に応じ副会長を若干名置く。

2 会長は、フォーラムを代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（総会）

第10条 総会は、必要に応じて会長が招集し会長が議長を務める。開催に関して、書面または電子メールによる開催とすることができる。

2 会長は、必要に応じ会員以外の出席を求めることができる。

3 総会は、フォーラムの事業及び運営に関する基本的事項について審議し決定する。

（運営委員会）

第11条 フォーラム事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、フォーラム運営に必要な以下の事項について、決定する。

（1）活動計画の策定

（2）分科会の承認

（3）会員の除名の決定

3 運営委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイザーボード)

第12条 フォーラムに必要に応じてアドバイザーボードを設置することができる。

2 アドバイザーボードの委員は、フォーラムの運営及び事業全般について、助言等を行う。

3 アドバイザーボードの委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(分科会等)

第13条 フォーラムに必要に応じて分科会等を設置することができる。

2 フォーラムの会員は、分科会等の設置を提案できる。

3 分科会等には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、2020年2月3日(設立総会の日)から施行する。